

第1章 計画の目的、位置付け、構成

1-1 計画の目的

静岡県では、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設が集積する東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」の最大化を図るとともに、その玄関口となる東静岡地区に「文化力の拠点」を形成するため、平成27年3月に「“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想」（東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議・静岡県）（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

この基本構想を踏まえて、東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」の具体化を図り、事業化へ向けた方向性を示すため、「東静岡駅南口県有地への『文化力の拠点』基本計画策定専門家会議（会長：伊藤滋東京大学名誉教授）」の御意見を伺いながら、「東静岡駅南口県有地『文化力の拠点』基本計画」をまとめました。

1-2 計画の位置付け

本県では、平成23年2月、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を策定しました。本計画は、概ね10年後の目指す姿を描く「基本構想」と、構想を実現するための最初の4年間（平成22年度～平成25年度）の具体的取組を示す「基本計画」で構成しており、平成26年3月には、平成26年度から平成29年度の4年間の計画期間とする「後期アクションプラン」を策定しています。

この「後期アクションプラン」では、“ふじのくに”づくりの戦略の一つとして『『憧れ』を呼ぶ“ふじのくに”づくり』を掲げ、多彩で魅力ある文化の創出と継承を図るとともに、誰をも惹きつけ、もてなす地域の魅力を高め、内外との多様な交流を拡大し深めていくこととしています。

この中で、『文化力の拠点』の形成」を、戦略の柱「多様な交流の拡大と深化」を構成する施策の方向の1つとして位置付け、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアである東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」を最大限に磨き高め、“ふじのくに”の文化力の高さをアピールする「文化力の拠点」の形成を図ることとしています。

こうした位置付けの下、本県では、平成26年度に、「東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議」を設置し、有識者の御意見をいただいた上で、“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想」を策定しました。この基本構想を踏まえ、「文化力の拠点」の具体化を図るため、本計画を策定するものです。

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」

基本構想 概ね 10 年間
基本計画 平成 22 年度～平成 25 年度
後期アクションプラン 平成 26 年度～平成 29 年度

●県政運営の基本理念

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」 ～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～

●理念の具体化の方向性

○「命」を守る危機管理体制の充実 ○**徳のある人材の育成** ○豊かさの実現 ○自立の実現

●戦略（抜粋）

○徳のある人材の育成
・「有徳の人」づくり
・「**憧れ**」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

●戦略の柱（抜粋）

- ・「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり
- 1 多彩な文化の創出と継承
- 2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり
- 3 多文化共生と地域外交の推進
- 4 交流を支えるネットワークの充実
- 5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり
- 6 **多様な交流の拡大と深化**

●施策の方向（抜粋）

- 6 多様な交流の拡大と深化
- (1) 広域交流と連携の促進
- (2) 「文化力の拠点」の形成**
- (3) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進
- (4) 多様なライフスタイルに対応する移住・定住の促進

「ふじのくに」の『文化力』を活かした地域づくり基本構想（平成 27 年 3 月） （東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議・静岡県）

東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」を高める地域づくりや東静岡駅周辺の「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたまたまを生み出すまちづくりを進めるため、目指す姿やまちづくりの視点、まちづくりのあり方などを示したもの。

東静岡駅南口県有地「文化力の拠点」基本計画 （平成 28 年 月）

（静岡県）

計画の位置付け

(参考) “ふじのくに” の『文化力』を活かした地域づくり基本構想

平成 26 年度に「東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議」と静岡県が策定した、「“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想」の主な内容は以下のとおりです。

序章 東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域

～高い「場の力」を有する地域～

- ・世界の宝「富士山」を仰ぎ見る最高の「場」としての日本平や三保松原、活発な東西軸と新たな南北軸による交流拠点の形成、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積及び様々な施設の連携した取組など、東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域が有する「場の力」を示しています。

第 1 章 「場の力」の最大化を図る地域づくり

- ・東静岡からから名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域を対象とし、「世界の宝『富士山』をアイデンティティの源とした一体性のある地域」を目指す姿とし、地域づくりのあり方として、「場の力」を高める「面」としての地域づくり、地域の特徴や独自性を打ち出した求心力の強化、県都静岡にふさわしい地域づくりを示しています。

第 2 章 東静岡駅周辺のまちづくり

- ・「当地域の『陸の玄関口』にふさわしい『文化とスポーツの殿堂』」を目指す姿とし、まちづくりのあり方として、「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたたずまいの創出、統一感のあるデザイン、景観の形成を示しています。

第 3 章 東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」のコンセプトや

導入すべき機能等

- ・「世界の宝『富士山』をはじめとする数々の世界水準の魅力を生み出してきた本県の高い文化力を国内外に発信し、人々を惹きつける拠点」を目指す姿とし、「創造・発信」、「学ぶ・人づくり」、「出会い・交わる」をコンセプトとし、8つの導入すべき機能・機能例等を示しています。

基本構想では、東静岡駅周辺地区は、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアである、東静岡から名勝日本平、三保松原に広がる地域の「陸の玄関口」と位置付けています。

また、東静岡駅周辺のまちづくりを進める視点として、①当地域の「陸の玄関口」にふさわしく美しく風格あるまちづくり、②“ふじのくに”の新たな拠点として賑わいを生み出すまちづくり、③東静岡駅南北一体の統一感あるまちづくりを掲げ、まちづくりのあり方として以下の事項を示しています。

【まちづくりのあり方】

(1)	「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたたずまいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外に誇る“ふじのくに”の魅力を発信するイベント・コンベンション等の舞台 ・ 学術、文化・芸術、スポーツ集積エリアへの玄関口 ・ 文化・芸術、スポーツに触れ・楽しみ・親しむ場 ・ 文化・芸術、スポーツを通じて多彩なふれあいを生み出す場
(2)	統一感あるデザイン、景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山の眺望への配慮 ・ 美しい景観のまちづくり ・ 「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいまちづくりの統一感あるデザインの形成

さらに、東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」については、①「文化力」を通じて世界から人々を呼び込む視点、②大都市にはない静岡らしさ、個性・特徴ある発想、③あらゆる人に向け本県の「文化力」の高さを発信する視点を取組の視点として、以下のコンセプト及び導入すべき機能を示しています。

【「文化力の拠点」のコンセプトと導入すべき機能、機能例】

コンセプト	導入すべき機能	機能例
創造・発信	個性ある文化の創造、磨き高め、国内外に向けて「文化力」の高さを発信する拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本平や三保松原の歴史的・文化的価値、適切な保存管理の必要性等の理解促進 ・ 食、茶、花など本県の地域資源の国内外への発信 ・ アニメ、コンテンツ等による新たな文化の創造・発信 など
	恵み（食文化、農林水産業）の豊かさ、世界水準の自然の美しさを実感できる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡が誇る食、茶、花など農林水産資源の魅力を発信する機能 ・ 和の食を堪能する機能 ・ 世界水準の魅力を発信する機能
学ぶ・人づくり	次代の静岡を担う若者が集い、地域に根差した活動や、静岡ならではの学びができる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学コンソーシアムを中心とした地域人材の育成、大学間、大学と地域社会との連携を促進する機能 ・ 静岡ならではの「学」を創出し、究め、他の地域にない魅力ある学びを展開
	世代を超えて集い、生涯を通して学び、楽しみ、自らを高める機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習のニーズに応える「知」の拠点としての機能 など
	歴史の観点から静岡を学べる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡を学び、再発見できる展示機能 ・ 古代東海道の遺構を活用した広場 など
出会い・交わる	東静岡から日本平、三保松原に広がる地域の玄関口にふさわしい交流の核となる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ MICE 受入れ環境の充実（展望ルーム、多様な形態の宿泊施設、飲食施設など） ・ 人々が出会い交流を深める機能（カフェテリア、ミュージアムショップ） など
	留学生支援により海外との多彩な出会い・交流の創出、産業面からも海外とのつながりを深める機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生支援や多文化共生の拠点 ・ 産業のグローバル化や国際交流を促進する機能 など
	人と人とのふれあいが将来の暮らしに明るい展望を生む場としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子育てを支援する施設 ・ 出会いのスポット など

1-3 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

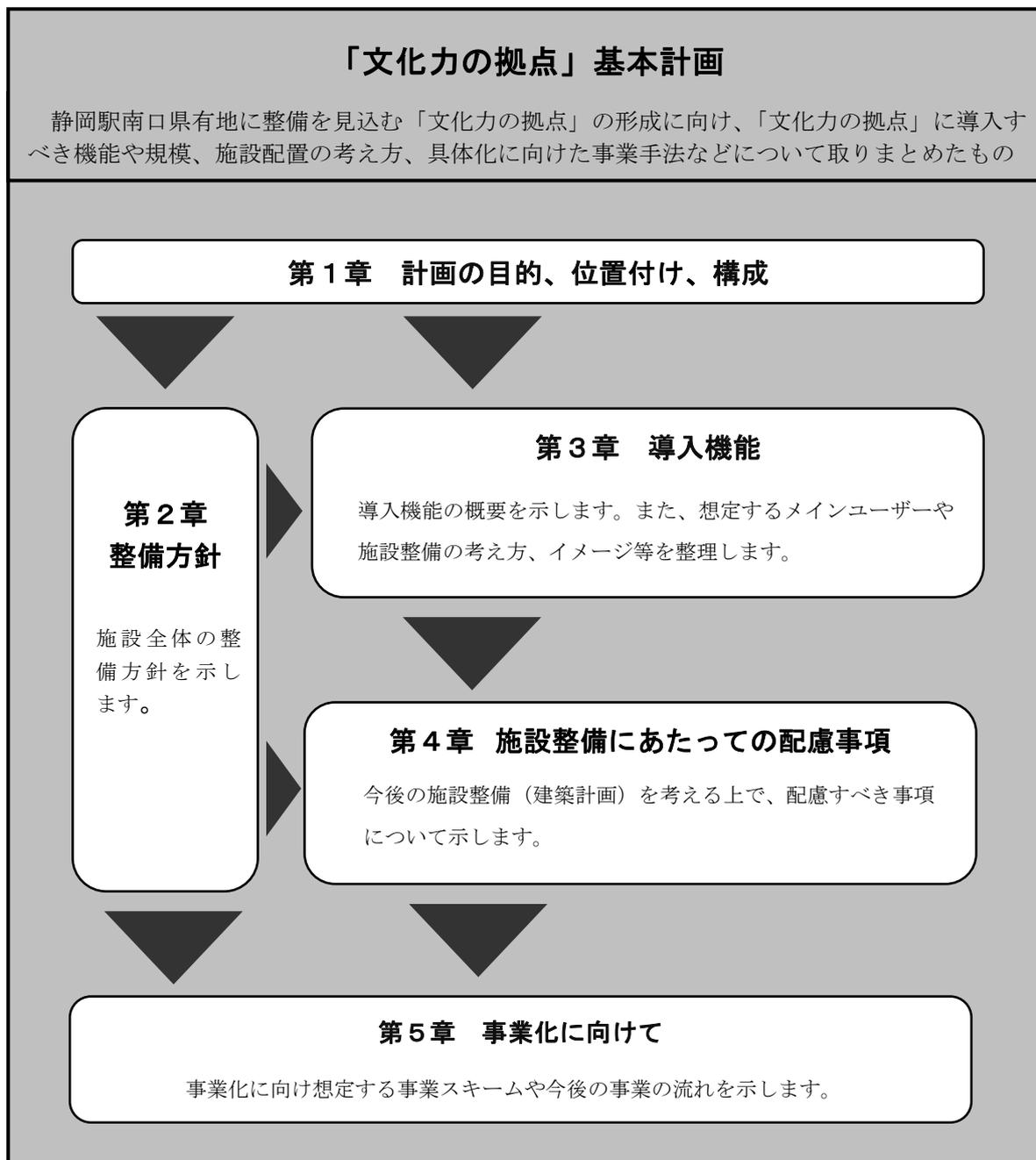


図 「文化力の拠点」基本計画の位置づけと構成

1-4 計画地の概要

東静岡から名勝日本平、三保松原に広がる地域は、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアです。また、当地域は、鉄道や幹線道路等の交通インフラに恵まれ、活発な東西軸の交流を担ってきました。今後、中部横断自動車道の開通により、新たな南北軸の交流の活発化が見込まれる中、東西軸・南北軸の結節点となり、東静岡駅周辺地区は、ヒト・モノ・情報の集積する交流拠点となることが期待されます。

県と静岡市は、平成元年度から平成2年度にかけて策定した「東静岡地区新都市拠点整備事業 総合整備計画」に基づき、県都静岡にふさわしい新たな拠点を東静岡駅周辺地区に形成するため、静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）の整備をはじめ、駅前広場や道路、東静岡大橋などの都市基盤整備を進めてきました。

こうした中、駅南口県有地及び北口市有地は、当地域の「陸の玄関口」にふさわしい「文化とスポーツの殿堂」を目指す姿とし、新たな拠点として賑わいを生み出すまちづくりや、駅の南北一体の統一感あるまちづくりの核となることが求められています。



計画地の位置関係



東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域

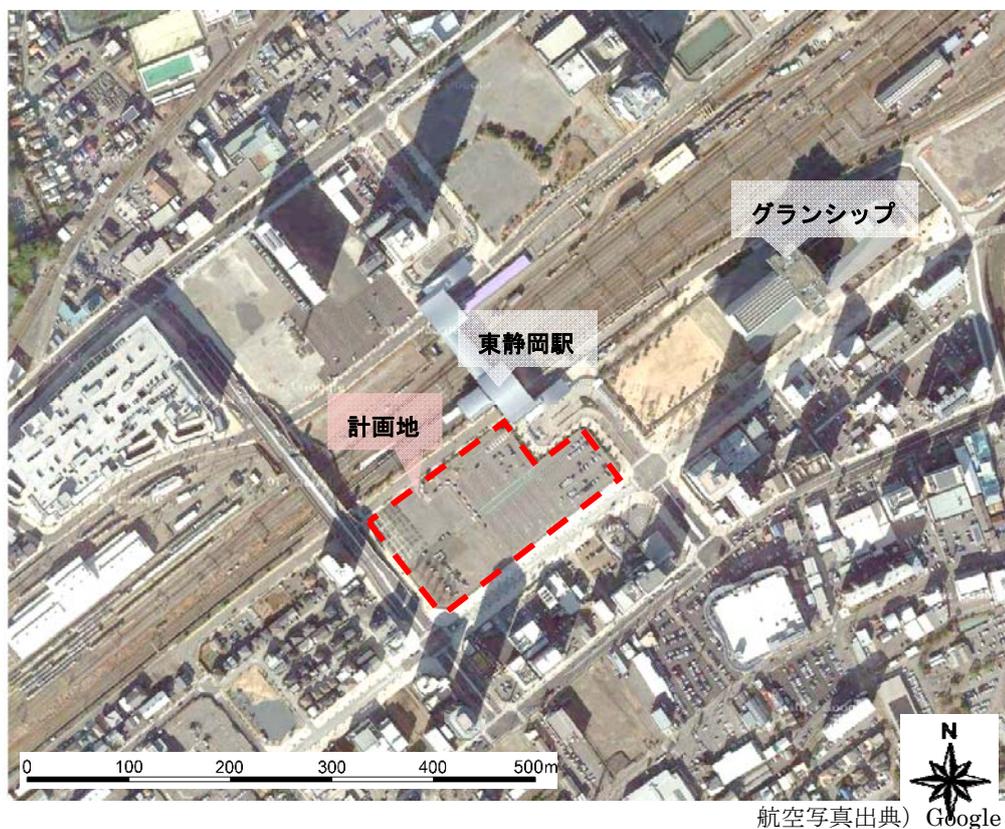
「文化力の拠点」の整備を見込む東静岡駅南口県有地（以下「計画地」という。）を含む東静岡駅周辺地区は、静岡市が主体となって、平成5年度から土地区画整理事業が進められ、街路や駅前広場、公園緑地等の都市基盤や街区が整備されてきました。平成10年度には、JR東静岡駅が開業するとともにグランシップが開館し、新たな都市拠点が形成されつつあります。計画地周辺の街区には、商業施設や金融機関、高層マンション等が立地しています。

計画地は、面積が約24,300㎡（東西約230m、南北約120m）であり、現在、グランシップの駐車場として暫定利用され、普通車約550台（うち車椅子利用者用7台）、大型バス36台が収容可能となっています。

計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地である曲金北遺跡の範囲に含まれており、隣接地における埋蔵文化財調査の状況から、計画地の一部では地表から約2mの深さに、奈良時代から平安時代前期に使われた幅約12～13mの古代東海道の遺構が検出されることが確認されています。古代東海道の遺構は地域の貴重な歴史資産であり、県では遺構を現状保存すべきものと判断しています。

計画地の法的規制の状況として、都市計画法第8条（地域地区）に規定する商業地域（建ぺい率80%、容積率500%）及び防火地域が決定されています。また、都市計画法第12条の4（地区計画等）に規定する地区計画（地区整備計画）が決定され、文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図ることとされています。

計画地の地上レベルからは、北東の方角に東静岡駅とグランシップの間から富士山を、また、北西の方角には、市街地内の身近な緑である谷津山を眺望することができます。



計画地の現況（航空写真）

「文化力の拠点」の整備を見込む東静岡駅南口県有地の概要

【面積・現況】

- ・約 24,300 m²（東西約 230m、南北約 120m）
- ・現状はグランシップ駐車場として暫定利用

【用途地域等】

- ・商業地域（容積率 500%、建ぺい率 80%）に指定
- ・防火地域に指定

【地区計画（核施設ゾーン）】

土地利用の方針	・文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図る。
建築物の用途の制限	・用途地域（商業地域）による用途制限に加え、(1) キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場等、(2) マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等、(3) 戸建て住宅、共同住宅及び併用住宅、(4) 工場、(5) 倉庫は建築できない。
容積率の最高限度	・容積率の最高限度は 500%（劇場、映画館、演芸場又は観覧場は 300%） ※総合設計制度を利用して、さらに高容積の建物が建築可能
建築物の敷地面積の最低限度	・建築物の敷地面積の最低限度は 1,000 m ²
建築物の高さの最低限度	・建築物の高さの最低限度は 9 m
壁面の位置の制限	・建築物の外壁、柱、塀等は、街区東側及び南側道路境界から 3 m 以上、街区北側道路境界から 2 m 以上後退
建築物の形態又は意匠の制限	・建築物の外壁・屋根等の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調 ・屋外広告物や植栽方法等は、地区全体の都市景観を損ねないよう十分配慮 ・東静岡南口駅前通線、東静岡北口駅前通線及び東静岡中央線に面する店舗等の 1 階部分のシャッターは透視可能なもの

【その他】

- ・駐車場の附置義務（床面積に応じた駐車施設の附置が必要）